



## 1 注意事項

- 指定特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの3か月以内に「前事業年度の寄附者名簿」を作成し、作成の日から起算して5年間、主たる事務所と市内の事務所に備え置く必要があります。  
また、事業年度ごとに作成したこの寄附者名簿を、当該事業年度終了の日の翌日以後3か月を経過する日から5年間、主たる事務所に保存しなければならないことが、地方税法施行規則（第1条の16）で定められています。
- 「地域における支持の実績」として、「3,000円×50人」又は「1,000円×100人」のいずれかの基準を適用する場合は、この寄附者名簿の他に、「根拠資料としての寄附者名簿」を作成し、提出する必要があります。（詳しくは、「川崎市条例指定制度の手引き」第2章【表8】根拠資料としての寄附者名簿の作成手順（例）、【表9】根拠資料としての寄附者名簿（例）を参照してください。）